

書評

西修著『憲法一代記』

西岡 力（麗澤大学特任教授）

私は法律を専門に勉強したことはない。特に、憲法学については全くの素人だ。その私に本書の著者、西修先生がご指名で書評を依頼された。その理由を考えてみると、私が産経新聞の正論コラムなどで憲法改正に関して何回か論じ、その際、西先生の研究を引用させていただいたからかもしれない。

私は平成28年（2016）8月16日に、「戦後71年に思う 憲法の平和主義と軍の保持が「並存」するのは世界の常識だ 自衛隊を憲法に明記する発議を」というコラムを、産経新聞正論欄に寄稿した。その直前に行われた参議院選挙の結果、衆参両院で改憲に賛成する勢力が3分の2を超えたことを受けて書いたものだ。

そこで私は憲法に自衛隊を明記することを提案して、その理由に憲法9条の平和主義規定は、実は日本国憲法だけの特徴ではなく、国連憲章や世界の多くの国の憲法と共通するという事実を指摘して、こう書いた。

〈9条は1項で「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と規定している。これが憲法の平和主義だ。

この規定は、1928年の不戦条約第1条の「締約国は、国際紛争解決のため戦争に訴えることを非とし、且（か）つその相互関係において国家の政策の手段としての戦争を放棄することを、その各自の人民の名において厳粛に宣言する」を源流とし、国連憲章2条3項の「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」と通底する〉

その上で、西先生の学説を引用して次のように議論を進めた。

〈比較憲法学の権威である西修氏によると世界の189の憲法典のうち159（84%）に9条1項のような平和主義規定がおかれているという。たとえばイタリア憲法第11条には「イタリアは、他国民の自由に対する攻撃の手段としての、および国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄し」とあり、フィリピン憲法第2条は「(2) フィリピンは国家政策の手段としての戦争を放棄（renouce）し」と規定している。

しかし、世界の憲法は同時に自衛のための軍の存在を明記している。前掲イタリア憲法は第52条で「(1) 祖国の防衛は、市民の神聖な義務である (2) 兵役は、法の定める制限および限度内において、義務的である (3) 軍隊の編成は、共和国の民主的精神に従う」と定めている。フィリピン憲法第2条も「(3) フィリピンの軍隊は人民と国の防御者である。その目標は国家の主権と国家の領域の統合にある」と軍の存在を明記し、ドイツ基本法や韓国憲法では侵略戦争禁止規定と軍の保持規定が並存している。

つまり、日本国憲法9条1項の平和主義と軍の保持は矛盾しないどころか、その並存が世界の常識なのだ。ところが、ほぼ唯一、日本だけが9条2項で「前項の目的を達するた

め、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」という戦力不保持規定を持ち、自衛のための最小限の実力組織である自衛隊について、憲法に明文規定を持たない特殊な国となっている。>

憲法学の素人の私が、曲がりなりにも憲法に自衛隊を明記すべきだとする議論を7年前から繰り返し行えたのは、西先生の比較憲法学の成果を学んだおかげだった。

書評をしなければいけないのに長々と、西先生に何を教わったのかについて書いてしまった。本書は、副題に「世界195か国の憲法を研究した私の履歴書」とあるように、西先生の学部の学生時代から大学院、防衛大学校を経て駒澤大学での研究生活を振り返った、まさに「一代記」だ。

目次を紹介しておく。

第1章	憲法学研究の端緒
第2章	学会の成立と在外研究
第3章	比較憲法学の探究
第4章	日本国憲法成立過程研究の深化
第5章	憲法9条の正しい解釈への模索
第6章	憲法論議の指標
第7章	憲法改正に向けて
終章	私の近況報告

私が特に目を開かれたところをいくつか記したい。第3章では西先生が書かれた比較憲法学に関する代表的書籍と論文について、要約紹介している。そこで「比較憲法学とは、諸国の憲法現象を典型的に比較分類することを任務とする憲法科学の一分科である」という定義をした上で(136ページ)、比較憲法学の意義について5つを挙げている(137～138ページ)。ここに書かれていることが、まさに私が西先生の憲法学から学んだ中心事項だ。特に大切だと感じた①、②、④を引用する。

- ① 世界の憲法の類似性と独自性などを知ることにより、自国憲法の位置付けが明確になります。自国憲法のアイデンティティを探るということです。
- ② 自国憲法の欠陥を知ることができ、その欠陥を除去し、より妥当な解決方法を見つけることができます。いわゆる“井の中の蛙”的立場から脱却し、また各国の英知が結集された多くの憲法を参考にして、解決のヒントを得ることができます。
- ④ 憲法の合理的な解釈を導き出すことができます。わが国憲法と同じ規定を持っている多くの国で共通に行われている解釈は、わが国憲法解釈上、参考にすることができます。

西先生の比較憲法学の現在の到達点をわかりやすく解説してくれるのが、第6章だ。私が特に勉強になったのは、287ページにある「図10 平和条項の態様と採用国」だ。2023年8月末現在で、世界の成典化憲法国189カ国のうち162カ国85.7%で平和条項が採

用されている。その規定を次の17に分類して整理している。

- ①平和政策の推進（平和を国家目標に設定している国などを含む）
- ②国際協和（国連憲章、世界人権宣言の遵守、平和的共存などを含む）
- ③内政不干涉
- ④非同盟政策
- ⑤中立政策
- ⑥軍縮
- ⑦国際組織への国家権力の一部委譲
- ⑧国際紛争の平和的解決
- ⑨侵略ないし征服戦争の否認
- ⑩テロ行為の排除
- ⑪国際紛争を解決する手段としての戦争放棄
- ⑫国家政策を遂行する手段としての戦争放棄
- ⑬外国軍隊の通過禁止・外国軍基地の非設置
- ⑭核兵器（生物兵器、化学兵器も含む）の禁止・排除
- ⑮（自衛以外の）軍隊の不保持
- ⑯軍隊の行動に対する規制（シビリアン・コントロールを含む）
- ⑰戦争の宣伝（煽動）行為の禁止

日本は⑪に分類されているが、イタリア、アゼルバイジャン、エクアドル、ボリビアも憲法に同じ規定を持っていることがここからわかる。西先生はこの4カ国の憲法の当該条文を紹介した後、次のように日本の憲法学者を批判している。

わが国の憲法学者の中には、9条1項の文言をもって、軍隊の放棄を意味すると解釈している向きがあります。この点、上述したような規定を持つすべての国の憲法には、軍隊の設置条項があります（イタリア憲法52条、アゼルバイジャン憲法9条、エクアドル憲法158条、ボリビア憲法242～250条）。このことは「国際紛争を解決する手段としての戦争放棄」が軍隊の放棄に結びつかないことを意味します。ここにもわが国の憲法学者の”井の中の蛙”的現象が露呈されています。（290ページ）

本書の読みどころはもう一つある。第4章と第5章だ。西先生の憲法学は比較という方法だけでなく、成立過程の歴史的研究というもう一つの方法を柱としている。それがこの二つの章に凝縮されて記されている。西先生は昭和59年（1984）から昭和63年（1988）にかけて、日本国憲法原案を作成した8人をはじめとする関係者47人にインタビューを行った。その内容をもとに、わかりやすく憲法成立の経緯を記述している。特に圧巻なのは、第5章で詳述されている、憲法成立経緯から立論する憲法9条の解釈だ。これは西先生の持論であり、井の中の蛙が多い憲法学界では少数意見だが、政治学者らはこの説を支持する者も多いと西先生は指摘している。

端的に言うと、憲法9条に関して政府は〈自衛のための戦争は放棄していないが、陸海空その他の戦力の保持は認められない。「戦力」に至らない「必要最小限の実力組織」によっ

て、自衛権を行使することは可能である」という解釈をしているが、西先生は「自衛のための戦争は放棄しておらず、自衛の手段としての戦力保持は禁じられていない」という解釈を提唱している。法律の素人の私が、ここでその議論を詳しく説明することはしない。ぜひ、本書を手にとって欲しい。

(扶桑社、2024年)